

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

(号外) 第百号
一九五八年
十二月三十日

目次	ページ
規 則	
○計量法第八條の計量を定める規則	1
告 示	
○二級建築士選考の結果について(告示第三百九十三号)	1
○毒物劇物取扱者試験合格者決定について(告示第三百九十四号)	2
○一級建築士試験の結果について(告示第三百九十五号)	2
○建築主事資格検定の結果について(告示第三百九十六号)	2

規 則

規則第三百三十一号
計量法(一九五三年立法 第八十九号)第八條の規定に基づき、計量法第八條の計量を定める規則を次のように定める。

一九五八年十二月三十日
行政主席 当閣 重剛

計量法第八條の計量を定める規則

計量法(一九五三年立法 第八十九号)第八條の規則で定める計量は、次のとおりとする。

- 一 建物又は建具に用いる木材に関する計量
- 二 訴訟及び法令の規定による訴願、審査の請求、異議の申立その他の行政庁に対する不服の申立における一九五八年十二月三十一日以前の事実に関する計量
- 三 船舶の体長の計量
- 四 ガソリンの計量
- 五 道路交通取締法(一九五五年立法 第八十三号)に規定する速さの計量
- 六 次に定める計量

- イ 航空機の運航に関する計量
- ロ 航空機の安全に関する証明上の計量
- ハ 航空機並びに航空機用機器及び部品の製造、修理(改造を含む。)整備又は検査に関する計量
- ニ 航空機の運航に供するための氣象、地象又は水象に関する計量
- ホ 前各項に掲げる計量の用に供する計量器に関する計量

附 則

この規則は、一九五九年一月一日から施行する。

告 示

告示第三百九十三号

建築士法の一部改正する立法(一九五八年立法第二十八号)の附則第二項の規定によつて行われた二級建築士選考の結果を左記のとおり告示する。

一九五八年十二月三十日

行政主席 当閣 重剛

記

二級建築士選考 第一次合格者

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	金城 松昌	2	仲座 清徳	46	山城 誠篤	49	長山 嘉勝
3	伊江 全光	4	小嶺 孝平	51	金城 孝政	53	知念 静一
5	安村 仁維	8	島袋 昭夫	54	中村 昌健	55	山城 宗一
7	花城 清景	12	大城 盛源	57	上岡 幾一	59	与那嶺正行
11	安里 昌賀	14	真喜志康祐	60	山城 次雄	61	土永 彌鳳
13	高吉 恵茂	16	久場 守正	64	親里 文夫	65	源河 朝盛
15	金城 正幸	18	新里 侑律	66	山城 恵太郎	68	真栄城太郎
17	比嘉 広徳	22	野里 榮進	69	金城 衛幸	70	平良 幸男
21	仲真 良信	25	上原 方成	71	比嘉 松次	76	奥屋 徳保
24	金城 田栄	27	島袋 朝栄	78	仲松 庸智	82	国吉 真清
26	金城 行雄	29	我高屋宗正	81	平良 時男	84	金城 敏三郎
28	新垣 太寛	31	金城 善吉	83	大城 松次郎	86	新垣 徳栄
30	大嶺 政一	33	大保 武義	85	金城 祥助	88	城間 勇吉
32	瑞慶寛長徳	35	金城 新栄	87	金城 曾進	89	我喜屋良晴
34	喜屋 盛松	38	大湾 朝正	90	松田正五郎	91	大城 平栄
37	根路銘安盛	40	前田 朝憲	92	兼島金次郎	93	根保 栄春
39	神谷 善吉	45	島袋 武秀	96	福崎 盛亀	99	山城 広志
44	宮城 武光			100	前田 勝雄	101	亀谷安次郎
				102	浦崎 安昭	103	嘉手納是敏
				105	赤嶺 次郎	106	山川 信友
				107	照屋 正義	112	安慶名頼信
				111	金城 栄一	114	伊礼 武志
				113	神谷 米信	116	糸満 盛男
				115	金城 盛規	119	宮里 光昭
				117	山城 恵栄	121	金城 英吉
				120	上原健次郎	124	小波津選良
				122	金城 信徳	127	兼島 信一
				125	仲本 政隆		

196	古賀 正吉	193	稻福 吉彦	189	備瀬 克己	186	山内 昌賢	184	大城 喜政	180	新垣 公盛	177	高安 正昌	175	宇栄原宗光	173	稻嶺 盛長	171	金城 武雄	167	新城 盛喜	166	神元 勇吉	163	上原 吉松	158	西平 守徳	156	辺土名朝広	151	奥間 政佐	149	上原 誠光	146	平瀬羊之助	144	金城 新明	142	国古 真一	140	与古田徳明	138	玉城 松栄	136	山城 利雄	130	玉城 松雄	番号氏名
194	宇良 宗正	194	玉城 松三	191	池宮城成福	188	金城洪次郎	185	浜元 秀輝	181	野村安次郎	179	大城 光二	176	武 植吉	174	宇栄原宗定	172	仲村渠景徳	168	新垣孝太郎	166	安里 善昌	164	田場 典祥	160	安里幸一郎	157	知念 勇	152	宜野座文吉	150	宮里 政光	147	瑞慶村智蔵	145	泉川 清吉	143	上江洲安昭	141	山城 永一	139	平良 栄男	137	山川昌太郎	133	大城 真一	番号氏名

合格証 番号	氏名	合格証 番号	氏名	番号氏名	番号氏名
1	仲間 豊	3	大宜味朝広	202	宮 古
4	仲宗根玄孝	5	平良 栄次	198	大田 栄昇
6	武富 繁	7	石壁 金一	201	宮本 從吉
9	川崎 利度	10	上地 晴清		
14	古波蔵清昌	16	砂川 玄祥		
17	狩俣 恵典	25	下地 玄一		
1	八重山				
4	吉見 武治	2	崎原 清秀		
4	漢那 用恭	5	奥間 政行		

告示第三百九十四号
毒物及び劇物取締法（一九五四年立法第四十一号）第八条第一項第三号の規定による一九五八年十二月十日、十一日施行の毒物劇物（農薬）取扱者試験の合格者は次のとおりである。
一九五八年十二月三十日
行政主席 当間 重剛

記

合格証 番号	氏名	合格証 番号	氏名
1	知念 博	1	宮城 盛孝
2	玉城 宏道	2	宮城 直勝
3	田中 耕三	3	大城 富夫
4	嘉数 明芳	4	東門 ユキ
5	井上 昇	5	福保 信栄
6	金城 壮真	6	野原 昇栄
7	大城 長盛	7	石川 仁栄
8	比嘉比呂子	8	仲地 善和
9	玉城 進	9	下地 明春

合格証 番号	氏名	合格証 番号	氏名
1	座安 正起	1	上原 正治
2	平田 嗣光	2	宮里 昂
3	親川 哲也	3	鉢崎 元誠
4	山根 春子	4	砂川 恵長
5	島袋 久仁	5	親川 勝子
6	佐久川栄守	6	城間清次郎
7	与儀 吉朗	7	川上 善康
8	宮城 良文	8	安里 文隆
9	知花 実	9	城間 盛夫
10	太田 隆武	10	知念 重雄
11	与那嶺 浩	11	石川 幸雄
12	川崎 英一	12	半嶺 当喜
13	大城 光清	13	玉城 正信
14	根間 実	14	城間 静子
15	高良 盛市	15	石嶺 喜正
16	平得 辰雄	16	仲田 研輝
17	浦崎 直良	17	与那嶺富子
18	石川 徹	18	比嘉 実
19	前田 修	19	比嘉 貞男
20	下地 惠春	20	津止 健市
21	大嶺 善吉	21	上地 武則
22	一名城 政晴	22	上間 秀清
23	幸喜 万次	23	池宮 秀徳

告示第三百九十五号
建築士法（一九五三年立法第八十七号）第十四条の規定に基づき行われた一九五八年一級建築士試験の結果を左記のとおり告示する。
一九五八年十二月三十日
行政主席 当間 重剛

記

以上六四名

全科目合格者 番号	氏名	全科目合格者 番号	氏名
3	野村 朝弘	3	野村 朝弘
4	嘉手納 是敏	4	嘉手納 是敏
7	城間 勇吉	7	城間 勇吉
1	大浜 信春	1	大浜 信春
9	古堅 千和	9	古堅 千和
12	伊計 良雄	12	伊計 良雄
13	当真 一也	13	当真 一也

告示第三百九十六号
建築基準法（一九五二年立法第六十五号）第四条の二の規定に基づき行われた一九五八年建築主事資格検定の結果を左記のとおり告示する。
一九五八年十二月三十日
行政主席 当間 重剛

記

建築主事資格検定試験合格者

徳原 兼英	奥間 敏行	安里 成光	与世田 兼正	嘉手納 是敏	水間 平
-------	-------	-------	--------	--------	------

行政主席官房文書課
一ひかり印刷所印行